

○周南市農業委員会事務局長等専決要綱

令和2年12月10日農委要綱第1号

周南市農業委員会事務局長等専決要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会会長専決規程（令和2年周南市農業委員会規程第2号。以下「会長専決規程」という。）第7条及び周南市農業委員会事務局規程（令和2年周南市農業委員会規程第3号。以下「事務局規程」という。）第9条の規定に基づき、会長専決規程第5条第1項の規定及び事務局規程第5条第2項第2号の規定により周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務局長（以下「事務局長」という。）の専決とする事案並びに事務局規程第6条第1項の規定により委員会の事務局次長（以下「事務局次長」という。）の専決とする事案について必要な事項を定めるものとする。

(事務局長の専決)

第2条 事務局長は、次の各号に掲げる事案を専決するものとする。ただし、委員会の会長（以下「会長」という。）が特に指示した事案又は事務局長が会長の判断を必要と認めた事案はこの限りでない。

- (1) 周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号）第4条第2号から第7号までに掲げる会長が管理し、執行する事項に係る事案
- (2) 会長専決規程第2条第1号から第27号までの規定並びに同条第29号から第31号までの規定に掲げる事項（同条第29号に掲げる事項は推薦を受けた者及び募集に応募した者の評価に関するものを除き、同条第30号に掲げる事項は事務局長の服務及び職員の退職を除く。）に係る事案

(事務局次長の専決)

第3条 前条の規定による事務局長の専決に係る事案のうち、事務局規程第6条第1項の規定により事務局次長が専決するものは、周南市職務権限規程（平成15年周南市規程第5号）の例による。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則（令和3年9月10日農委要綱第6号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月11日農委要綱第12号）

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

附 則（令和5年6月16日農委要綱第13号）

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

附 則（令和6年3月11日農委要綱第4号）

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

附 則（令和6年10月10日農委要綱第9号）

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。